

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

# 両立支援等助成金

## (出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」)

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、実際に利用させた中小企業に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の要件に該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

【第1種】男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成

※主な要件

1. 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を、支給対象となった労働者が  
1人目の場合は2つ以上、2人目の場合は3つ以上、3人目の場合は4つ以上実施すること
  2. 男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を、  
1人目の場合は5日(所定労働日4日)以上、2人目の場合は10日(所定労働日8日)以上、  
3人目の場合は14日(所定労働日11日)以上取得すること
  3. 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
- なお、自社の育児休業の取得状況を示す以下の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表した場合、加算して支給(育児休業等に関する情報公表加算)
- (1) 男性の育児休業等取得率
  - (2) 女性の育児休業取得率
  - (3) 男女別の平均育児休業取得日数

【第2種】男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成

※主な要件

1. 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること
2. 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
3. 男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支給を受けてから3事業年度(以下、「年」という)以内に30%以上上昇していること  
または第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合に、次の3年以内に2年連続70%以上となること

### 受給内容

第1種	育児休業取得	1人目：20万円(※1) 2～3人目：10万円
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円(※2)
第2種	以下のいずれかの場合 1. 育児休業取得率が前年度より30%以上 上昇し50%以上となった場合等(※3) 2. 2年連続して育休対象の男性が5人未満、 かつ、育児休業取得率が70%以上の場合	60万円

※ 第1種はそれぞれの取り組みごとに1回限り、第2種はいずれかの取り組みに対して1回限り支給

※1 1人目で雇用環境整備措置を4つ実施した場合：30万円

※2 「出生時両立支援コース」「育休中等業務代替支援コース」「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を受給している場合にも、1回に限り支給

※3 第2種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合：15万円加算

### 取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)